

(陳受19第13号)

公団住宅居住者の居住の安定に係る意見書提出に関する陳情

受理年月日

平成19年8月23日

陳情者

桜堤1-3
サンヴァリエ桜堤自治会
会長 菊田 仁 ほか1団体

陳情の要旨

平成19年6月22日に「規制改革推進のための3カ年計画」が閣議決定されました。その内容は、独立行政法人都市再生機構の賃貸住宅事業について、現在の77万戸の規模は過大であるとした上で、公営住宅階層の居住者が大半を占める物件の地方公共団体への譲渡、建てかえ団地について家賃減額の縮小、77万戸の賃貸住宅について今後の削減目標数の明確化など6項目について「平成20年度までに結論を得しだい措置していく」ことを求めています。

独立行政法人のスリム化が叫ばれているとはいえ、現実性のない「地方公共団体への譲渡」や「公的住宅としての性格の強い賃貸住宅の削減」よりは、少子高齢化の進む現状では、安心して住み続けられる公団住宅として存続していくことの方が必要であると考えます。

武蔵野市では、緑町パークタウン・サンヴァリエ桜堤ともに建てかえ事業が完了し、従前の居住者だけではなく子育て世代の新しい居住者も増えてきました。

両団地自治会は、周辺の商店街や他の自治会とも協力して地域のまちづくりやコミュニティの形成の核になって活動し、安心して快適なまちづくりを進めています。

以上のような経緯から、貴議会として下記事項を意見書及び要望書として関係機関に提出くださるよう陳情いたします。

記

- 1 政府と都市再生機構は、都市再生機構の賃貸住宅が引き続き公的住宅としての役割を果たすようにその充実に努めること。
- 2 政府と都市再生機構は、居住者の居住の安定を図り、コミュニティの維持形成のまちづくりに努めること。
- 3 政府と都市再生機構は、居住者及び自治体の合意の無い住宅の削減・売却は行わないこと。
- 4 政府と都市再生機構は、高家賃化を改め、高齢者世帯や子育て世帯が住み続けられるような家賃制度に改善し、住宅セーフティネットとしての役割の充実に努めること。
- 5 政府と都市再生機構は、都市再生機構法付帯決議、住宅セーフティネット法付帯決議を初め、国会での諸決議を誠実に守りその実現に努めること。